

# 日本臨床心理士養成 大学院協議会報

The Japanese Association for Graduate Programs in Clinical Psychology

第20号 2014年(平成26年)

9月30日

第11巻第1号

巻頭言：

臨床心理士養成と資格法制化 1

委員会より 3

特集

ミッションの再定義と教員養成系大学院の  
あり方について 6

臨床心理士養成校紹介 11

(東洋英和女学院大学大学院、放送大学大学院、長崎純心  
大学大学院、山梨英和大学大学院)

会員校一覧 15

第14回年次大会プログラム 16

## 巻頭言 臨床心理士養成と資格法制化

日本臨床心理士養成大学院協議会 監事 大野博之

我が国における心理援助専門職の養成、資格制度に関して、「臨床心理士」はその先駆的役割を果たしてきた。昭和63(1988)年に、16の臨床心理学に関連する心理学関係学会の協賛を得て発足することになった日本臨床心理士資格認定協会は、その2年後に文部科学省が認可する財団法人となり、平成25(2013)年4月1日付で内閣府認可の公益財団法人に移行した。遡れば、「臨床心理士」の資格認定制度につながる出来事として、昭和28(1953)年に、衆・参両議会で「カウンセラー設置に関する建議」の国会決議がなされた。「臨床心理士」の地道で弛まない実践実績をもって我が国における心理援助に対する認識や心の専門家の必要性に対する理解が示され始めた出来事といえる。

このような経過において、心理援助職が国民ユーザーに真に役に立つ社会的機能を果たす専門職として成立するためには、一定の水準が保証された養成システムが確立されなければならない。そこで、平成8(1996)年度から、「一定の要件」を備えている大学院修士課程の臨床心理学専攻を基本モデルとして、日本臨床心理士資格認定協会が臨床心理士養成のための教育課程として指定する、いわゆる指定大学院制度が導入された。「一定の要件」とは、教員組織に臨床心理士有資格教員が4名～5名所属していること、こころの専門家としての「臨床心理士」のアイデンティティと倫理・専門性・技能の習得を明示したカリキュラムを有すること、実践的実習を徹底するために有料相談を原則とした臨床心理実習施設を有するこ

となどである。

このように、改めてこれまでの臨床心理士資格制度及び養成制度を振り返るのは、我が国の心理援助の実践が医療現場を中心に始まり、時代の変化とともに、幅広い国民ユーザーへとそのニーズが広がり、高まる中で、「臨床心理士」が、人の心と向き合うこと、人の心を扱うということに対して、常に、その難しさ、深さ、尊さを自覚し、それゆえに自らを高度の専門性が求められるところに位置づけ、最低限その条件を満たし、発展可能性のある土台を作るために努力してきたことを思い起こすためである。

こころの専門家である「臨床心理士」の養成においては、最低限の条件及び土台として大学院を意識した制度設計をしてきている。なぜなら、医療、福祉、教育、産業、メンタルヘルス、災害など、多方面においてニーズが高まる一方、その課題性については多面化、重層化、深刻化していく中で、時代はより明確で高度の専門資格をさらに求めていくであろうという実感と自覚があったからである。

現在、公認心理師法案が具体的に提示され、その実現を急ぐ動きがある。心理援助に対する国民ユーザーの理解と社会的信頼をより高めるために、心理援助の活用において国民ユーザーの受益性をより高めるために、心理援助職の国家資格化は積極的に考慮されるべきものである。その一方、資格法制化においては、国民ユーザーに誰が、何を提供するのか、何を保証するのか、といった視点で、その中身も十分に吟味することが必要である。現在の公認心理師法案は、主に3団体要望案から出発しているが、3団体とは、医療心理師国家資格制度推進協議会、臨床心理職国家資格推進連絡協議会、及び日本心理学諸学会連合であり、そこで医療系のニーズと心理学界の共通項を中心とした内容をもって資格法制化を進めざるを得ないという仕組みを考えると、この資格は、学部卒を中心とする心理援助職の基礎資格として位置付けることが妥当といえよう。

しかし、基礎資格に位置づけることができるとしても、様々な課題があると思われる。すでに全国的に心理学関連の学部・学科の整備や新設の動きがみられる中で、学部卒後の実務経験をどのように規定するのか、そもそも学部卒業生の実務経験（就職）は保証できるのか、さらに、現在の法案では資格更新制が取り入れられていないところで、専門職としての自己研鑽の仕組みを徹底的に意識づけるための資格制度をどのように確立するのかなど、試験制度やカリキュラムの問題を含め、大変大きな課題に直面することが考えられる。

国家資格としての公認心理師が実現されれば、これらの課題を解決する際の臨床心理士養成指定大学院の使命と役割はさらに重視され、再評価されてしかるべきと思われる。例えば、第1種臨床心理士養成指定大学院に設置が義務付けられている外来有料相談センター（臨床心理実習施設）は全国150か所で地域の相談センターとして機能しており、院生はスーパービジョンや事例検討など、手厚い指導のもと、有料の外来相談を担当するといった実務経験ができる。地域社会に貢献しているこのような有料相談施設を学部卒後の有用な実務経験機関として活用できれば、大学院における高度専門職業人養成教育と合わせ、国民ユーザーに信頼できる高度専門職業人としての自覚を持つ心の専門家を輩出できるので、検討する価値が大であると思われる。

このたびの公認心理師資格法制化について、「医師の指示」等の問題を抱えているため諸手を挙げて賛成することができないのは残念である。その渦中であって現在ある臨床心理士養成大学院自体も、各々の人材養成のビジョンと覚悟を問い直すよいきっかけでもあり、そのチャレンジにどう応えるかがこれまでの臨床心理士養成のあり方の是非に対する答えにもなるであろう。

委員会より

## 国家資格検討委員会報告

国家資格検討委員会委員長 伊藤良子  
(学習院大学大学院)

### 1. 公認心理師法案が衆議院文部科学委員会において継続審議になった経緯

公認心理師法案が4月22日と5月22日に開催された自民党議連に提案されました。当協議会も関係団体として出席いたしました。その間、本法案の問題点、特に医師の指示条項が付されたこと、受験資格に学部卒が入ったこと、臨床心理学を主としたカリキュラムが明記されていないために対人援助職としての質が担保されないこと等について、議員方や関係官庁と相談して参りました。また、公明党や民主党のヒアリングにも参加し、文書等でも修正を求めてきました。

こうした経緯を踏まえ、与野党合意はなされず、委員長提案による成立には至りませんでした。6月18日に衆議院文部科学委員会で法案説明のみ行われ、継続審議となり、次の臨時国会以降で丁寧な審議がなされることになりました。

そもそもこの動きの発端は、3団体が、医療団体の賛同を得たとして心理師の国家資格化を推進したことにあります。当協議会は、国家資格を求める気持ちは同じですが、危惧されることが多々あることから、臨床心理士関係4団体が一致して慎重に対応することを求めてきました。しかし、会報第19号に報告したように、当協議会に全く相談もないまま、日本心理研修センターが創設され、試験機関の指定要望に賛同依頼する文書が関係団体に送付されるという信じ難いことが起こりました。

このような臨床心理士としての纏まりを欠く動きが、危惧していたこと以上の事態を生じさせました。法案には、医療提供施設に限定しない「医師の指示」条項が入ってきたのです。さらに、最終的に提案された法案では、「心理学等」が「心理学と公認心理師に係わる科目を修め」と変更されました。臨床心理学という文言が入らないばかりか、心理学以外の科目を修めることが法案に明記されるに至ったのです。

### 2. 今後の対応について

本法案は、河村議員が提唱されていた臨床心理士を中核とする国家資格化とは遠く隔たったものであり、これが成立すれば、国民を混乱状態に陥れかねません。

今こそ臨床心理学ワールドが一致して、国民のためになる国家資格を要望する活動を進めて行かねばなりません。日本臨床心理士会の情報には、事実を曲げたものがあります。たとえば、7月18日配信の電子版速報第18号『公認心理師法案』関連特集号には、「医師の指示：本資格は業務独占ではなく、名称独占なので、法案の「指示」は連携と同様の意味である」と記載されています。この点に関して、法制局担当課長に問合せたところ、「連携は42条1項に記載されているので、2項の『指示』は連携の意味ではない」との回答がありました。その他にも意図的な誤情報の記載があります。なぜこうした誤情報が流されるのでしょうか。

当協議会では、会員校の要望を受け、国家資格関連の正確な情報提供を敏速に行えるようHPを充実し、当協議会による状況分析等の文書も掲載するように致しました。

以下にHPに掲載した「公認心理師法案の国民と臨床心理士等への影響について」(改定最新版)を紹介します。この文書では、(1)国民への影響、(2)心理職への影響、(3)保険診療等への影響、(4)大学院修了したばかりの若い人への影響、(5)養成大学院への影響の5点について詳細に説明していますが、紙数の都合上「国民への影響」のみ記載します。他はHPをご覧ください。

#### <国民への影響>

医療提供施設のみならず、教育・福祉・司法矯正・産業等のすべての領域で「主治医の指示」を受ける条項があること等により、国民は以下のような多大な不利益を被る。

① 主治医が指示を出さない(出せない)場合、心理的な援助の開始が遅れる。

② 心理職は、主治医のいるクライアントとは援助関係を結ぶことが困難になる場合がある。

③ 心理職はクライアントの意思よりも、主治医の指示を優先せざるを得なくなった場合、守秘義務の履行が困難になる。

④ 心理職は、被支援者の意思決定の過程を支援することができなくなる。WHOの「精神保健ケアに関する法：基本10原則」に則って患者の自己決定の過程の心理的支援が行われることも困難になる。

⑤ 心理職が医師の指示を受けるとの法律があることは、医療の場に不満や批判を持つ人の来談を妨げ、援助の「選択の自由の権利」や「自己決定の権利」が狭められ、「患者の権利に関するリスボン宣言」(世界医師会、1981)に反する問題が出てくる可能性がある。

⑥ 心理職が配置されている教育・福祉・司法矯正・産業等の各施設において、被支援者に対する援助内容の決定が不可能になり、混乱が生じる。

⑦ 心理職は、所属機関の業務計画や方針よりも、主治医の指示を優先せざるを得なくなり、専門的技法等の業務遂行が阻害されるおそれがある。

⑧ 精神医療審査会の委員など精神障害者の人権に関する立場のほか、いじめやDV・虐待、犯罪被害、職場のパワハラ・セクハラ相談など、様々な被害者支援の場で、常に主治医の指示が優先するので、第三者的な中立的立場で被支援者の人権を守る役割をとることが困難になると懸念される。

⑨ 心理職が独立開業して仕事をすることは困難になるので、地域住民が毎週通えるような心理相談機関が減少する。

⑩ 家族を支援の対象とした家族療法や家族支援では、家族のニーズや意向を重視しなければ成り立たないので、主治医の「指示」に特になじみにくい。

会員校や各県臨士会等から、公認心理師法案への対応の要望書を頂いています。それらにお応えできるよう、今後も関係省庁や議員方のご理解を得る活動を続けて参ります。

(委員：菊池義人・横山知行)

## 委員会より

### 日本臨床心理士養成大学院協議会 主催による第2回FD研修会

教育研修委員会委員長 亀口憲治  
(国際医療福祉大学大学院)

教育研修委員会では、本協議会主催による第2回FD研修会を企画しました。今回の研修テーマは、「臨床心理士養成大学院における臨床心理実習指導法の改善」で、開催日時は平成26年12月6日(土)、10:00~16:30、会場は日本教育会館(東京都千代田区一ツ橋)を予定しています。研修内容としては、午前中に平成24年度に研究助成を受けた2件の特別課題研究の最終報告を予定しています。午後は、シンポジウム形式で、「臨床心理実習指導の改善策-教員は何をするのか?」をめぐる話題提供と質疑応答を行います。名古屋大学、国際医療福祉大学、及び鹿児島大学の3大学院における実習指導の改善策に関わる実践報告を踏まえ、全国の臨床心理士養成大学院における臨床心理実習指導の質的向上に資する活発な意見が交わされることを期待しています。

臨床心理実習指導法の改善・充実という課題は、国家資格問題の行く末とも密接に関連するものと予想されます。しかし現状では、領域や地域によっては必要とされる実習指導者が不足しているために、臨床心理士養成の目標とされている「汎用性のある臨床心理士」としての実践的教育が徹底できない面もあるようです。本研修会がこの課題の解決に少しでも寄与するものであれば幸甚です。

なお、これに関連して、全会員校を対象とした「臨床心理士養成大学院の臨床心理基礎実習・臨床心理実習を中心とした実習に関する標準的指針作成のためのアンケート調査」が、実施されました。その成果は、上記FD研修会の午前の部において、最終報告される予定です。会員校の臨床実習指導の現状についての最新情報が入手できる貴重な機会でもあり、奮ってご参加ください。

(委員：松崎佳子・森田美弥子  
協力委員：小野寺敦志)

委員会より

## 会則等整備委員会報告

会則等整備委員会委員長 山下景子  
(徳島文理大学大学院)

平成25年9月29日(日)、学士会館において開催された第13回総会は、新会則に則って実施された最初の総会でした。それまでの総会は会則に規定がなく、運営方法も明確ではありませんでしたので、本委員会では「総会運営規定」を作成し、初回の総会に臨みました。本規定の審議開始早々、第1条の文言に誤りがあることを指摘され、文案作成者として汗顔の至りでしたが、一字一句に至るまで丁寧に検討されている代議員各位の真摯な思いにふれ、委員会として協議会の体制や規約整備にしっかり取り組まなければならないと心を引き締めました。

さて、初めての総会を無事に終え、本委員会の次なる課題は次期理事校の選出選挙です。総会と同じく、この選挙も本協議会にとっては初めての事業です。「役員選出規程」は会員校からの郵送による意見募集や第12回総会での議論を経て、新会則と同時に制定されていますが、実際に実施するとなると方法や手順など未定の部分があります。

本協議会は臨床心理士を養成する大学院の連合体であり、種々の学会や団体の理事選挙とは異なり、個人を選出するのではなく会員校を選出することになります。理事として協議会運営に携わるのは理事校の代議員ですが、代議員個人を理事として選出するわけではありません。当協議会の初代会長であった樋口和彦先生への追悼文の中で、岡田康伸先生は「本当にこの組織にあった変更であったか。筆者は最初の制度を作るのに関わったひとりの人間としては疑問をいただく」(会報第19号)と述べられています。確かに、大学院という組織をどのような基準で選出するのか、選出する方もされる方も、なかなか難儀なことであると推察されます。なにはともあれ、新しい組織体のあり方を会員校の先生方の智恵を結集して作っていきたいと思います。

選挙方法の概要および日程については第14回総会(平成26年9月28日)においてご説明し、ご意見をお伺いする予定です。その後、平成26年12月の理事会で指名される選挙管理委員と共に選挙を実施し、平成27年9月の総会で新理事校と交代することになります。

(委員：菊池義人・森田美弥子)

委員会より

## 研究とカリキュラム内容の提案等についての調査の計画

震災関連委員会委員長 長谷川啓三  
(東北大学大学院)

委員会では現在、震災支援を中心とする、こころの支援に関する「研究」と「指導内容」について、調査をすべきではないかと、また、その遂行方法等を巡って議論をしています。

昨年の臨大協の総会時に、各会員校関係者が行ってこられた、東日本大震災での心の支援活動の調査結果を、見やすいパンフレット形式の工夫についての議論も経て、刊行させていただきました。これを見ると、各会員校の活動が、阪神淡路以降の緊急支援の経験を踏まえた実に地道で、息の長いものが多いことに感心し、委員会としても、頭の下がる、また頼もしいものであることを知ることができました。そして、それらの活動が、現在も続けられていることを確認しております。それらのご活動が学会や関連団体から支持を受け学会賞などの評価を得ているところがあることも聞いております。

本年度の活動の中心は、これらの支援活動が、それぞれの報告時期に入っていることに鑑みて、本協議会として震災支援を中心とする「研究」報告に関する調査をできればと考えています。支援活動から見えてきたもの、またこの間に遂行された臨床心理学的な調査や実験、さらに臨床心理学としての指導内容の提案などがあれば、その成果を、協議会全体の視野の下に整理して示し、今後活かそうという計画です。それは多分、今日の我が国の臨床心理学の先端的な研究を俯瞰できるものにもなるはずですが。更に議論を重ね、決まりましたらご協力をお願いしたいと思います。

(委員：松崎佳子)

協力委員：三谷聖也・板倉憲政)

## 特集

## ミッションの再定義と教員養成系大学院のあり方について

教員養成系大学院ミッション再定義検討グループ 松崎佳子

(九州大学大学院)

文部科学省は、「これからの大学教育等の在り方について（第三次提言）」（平成25年5月28日教育再生実行会議）等を踏まえ、平成25年11月、今後の国立大学改革の方針や方策、実施方針をまとめた「国立大学改革プラン」を策定しました<sup>(注1)</sup>。そこで示された「25年度中に各国立大学と文部科学省が意見交換を行い、研究水準、教育成果、産学連携等の客観的データに基づき、各大学の強み・特色・社会的役割を整理すること」とされたいわゆる「ミッションの再定義」は、国立大学に大きな変革を求めています。そして、各大学は、すでにミッションの再定義に基づいた大学改革、教育・研究の在り方を検討・推進してきており、われわれ各教員の研究・教育にも大きく関与してくることを実感しているところです。

特に、教員養成系大学大学院については、新課程の廃止など組織編成の抜本的見直しのなかで教職大学院への段階的な移行が行われることとなり、各校の臨床心理士養成指定大学院のあり方へ大きな影響を及ぼすことは必須の状況です。昨年9月の臨大協年次大会時に会員校から教員養成大学院におけるミッション再定義が臨床心理士養成に及ぼす影響について問題提起されたのを受けて、当会理事会では検討ワーキングを立ち上げ協議してきました。

昨年10月に行った国立大学教育学系大学院の現状についての情報提供依頼や1月末実施のアンケート調査では、該当校25校中合わせて21校から回答を得ました。また、それらを踏まえて開催した平成26年6月15日ミッションの再定義に関わる情報交換会には、22校の参加があり各校の先生方の危機感を目の当たりにした思いでした。各校での取り組み状況、課題について活発な情報

交換が行われました。ミッションの再定義に臨床心理士養成について言及している大学では、学内での交渉の積み重ねの結果であることが報告されました。また、文科省からの示されたミッションの再定義のひな形提示について、「修士課程では」の文言が入っていた大学とそうでない大学があることなどの差があることも確認されました。今後は、臨大協として、①再定義を求めた際のひな形提示の違いの意味などについて文科省への問い合わせをしていくこと、②ミッションとの関わりのなかで、臨床心理士養成大学院指定要件の教員配置に関して資格認定協会へ要望していくこと、③会員校から提案されたメーリングリストについて、関係校の意向を確認し情報共有をはかっていくこと、などに取り組んでいくこととしています。

ミッションの再定義と並行して出された「教員の資質向上に係わる当面の改善方策の実施に向けた協力者会議」の平成25年10月報告「大学院段階の教員養成の改革と充実等について」においては、「養護教諭やスクールカウンセラーの養成など、資格取得の観点から教職大学院で担うことが困難な人材養成は、修士課程の人材養成機能と考えられる。教職大学院に加えて教員養成系修士課程をおくことは、社会的要請等を考慮しつつ個別に検討する」ともなっています。社会的要請に應えるより質の高い大学院教育をめざして、他専門系の支持を得つつ存続、充実を図っていくことは大きな課題と思われます。そして、これらは、教員養成系大学だけに問われていることではなく、すべての臨床心理士養成大学院においても求められているのではないのでしょうか。

注1 ([http://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/houjin/1341970.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/houjin/1341970.htm))

特集 ミッションの再定義と教員養成系大学院のあり方について 会員校から①

## ミッション再定義における臨床心理士養成の位置づけと今後の課題 —学校教育に貢献できる心理職とは?—

兵庫教育大学大学院 有園博子

兵庫教育大学は、「主として現職教職員の研究・研鑽の機会を確保するための大学院と初等教育教員の養成を行うために学部を有し、学校教育に関する実践的な教育研究を推進すること」を目的に設置され、現在、学部・教職大学院・修士課程・連合大学院（博士課程）での教育を行っている。

このような教育に特化した特色を持つ本学では、ミッション再定義に「修士課程では今後も、教育大学の特性を生かして、スクールカウンセラー等の学校教育分野の心理専門職を養成する。また、他にも、これまでの実績や本学の資源等を考慮して、社会的ニーズに適合する人材育成機能を検討する。」としており、臨床心理学コースはここに位置づけられている。これは、平成25年に文部科学省から出された『大学院段階の教員養成の改革と充実等について（報告）』に、「養護教諭やスクールカウンセラーの養成など、資格取得の観点から教職大学院で担うことが困難な人材を養成することは、修士課程の人材養成機能と考えられる。」とあり、これに沿った位置づけとなっている。

また、本学のミッションには、修了者（現職教員を除く）の教員就職率の目標数値が記載されている。現在、臨床心理学コースを除くと目標数値に近い値であるが、本コースを含むと20%ほど教員就職率がダウンするという現状がある。

ちなみに、本コースでは現職教員が本学臨床心理学コースを修了後、学校現場だけでなく教育委員会や教育センターなどに配置される場合も多く、修了生は、カウンセリングができる教員であると同時に、臨床心理士の専門性を理解している教員として機能している側面がある。

これらの現状とこれまでの臨床心理士養成の経験から、2点述べたい。

1点目は、学校教員と臨床心理士との連携についてである。学校で子どもへの心理的ケアをするにあたって、教員と臨床心理士の立場や役割は異なるものであるが、学校側に臨床心理士がどのような役割や機能を持った人材であるかの認識があると、臨床心理士がその機能を十全に発揮できる。その効果を最も実感するのは、学校への危機介入派遣時（災害や事件・事故発生時）である。臨床心理学を学んだことのある教員がその学校等にいる場合は、両者の立場・役割・機能の違いを理解しているため、自らは仲介役として現場教員と派遣されたメンバー間のつなぎ役を効率的に果たし、派遣メンバーが非常にスムーズに動きやすく効果も上げやすい。先の3.11災害の際も同様であった。

2点目は、教員就職率のことである。臨床心理学コースの修了生（現職教員以外）のうち教育分野に就職する者は、スクールカウンセラーや教育センター相談担当職員としての非常勤採用がほとんどである。これを「教育関連就職率」としてカウントしていただくと、より教育分野における貢献度を表せるのではないと思われる。

以上より、今後の課題として、学校教育に貢献できるどのような能力を持った心理職を養成するかが問われていると思う。学校に関連した心理資格は、臨床心理士、学校心理士、臨床発達心理士、子ども発達支援士など多数あり、本学でも臨床心理学コース以外にも幾つかのコースで学習が可能である。また、学校では子どもだけではなく教職員や保護者へのケアニーズもある。これを誰がどのように担っていくのかについての議論も必要になってきている。したがって、心理職の国家資格化の動向を踏まえながら、全学的に学校教育に貢献できる心理職について検討していくことが必要だと思われる。

特集 ミッションの再定義と教員養成系大学院のあり方について 会員校から②

## 高度専門職業人(科学者-実践家)としての臨床心理士養成 —広島大学大学院の場合—

広島大学大学院 報告者 岡本祐子

先ごろ文部科学省より公開された「国立大学改革プラン」(第三期中期目標・中期計画策定に向けてのミッションの再定義)のうち、広島大学大学院教育学研究科の大学院課程(博士課程前期・後期)の要点は、以下の3点である。本研究科は、教育学・心理学・教科教育学を3本の柱とし、

① 博士課程前期では、従来の教科教育に関する領域を再構築し、実践的課題解決に資する研究指導体制を構築することにより、高度専門職業人としての教員養成と、教員養成研究・教員研修研究・教員養成に係る大学教員の養成を行う。

② 博士後期課程と併せて、教育学・心理学・教科教育学における研究者養成を行う。

③ さまざまな教育関連領域で、臨床心理士をはじめとする専門家の養成ならびに当該領域の研究を推進する。(一部抜粋、下線筆者)

と明記されている。つまり、高度専門職業人としての教員養成、研究者養成、臨床心理士等の専門家養成が、本学教育学研究科のミッションの3本の矢である。現在、進行中の大学院改組もこの方針に沿ったものである。

本研究科は、心理臨床家養成教育が始まって40余年の蓄積がある。博士後期課程をもつ本研究科としては、今後も基本的に、これまでの教育理念に基づいて臨床心理士養成を行っていく計画である。つまり、博士課程前期(心理学専攻心理臨床学コース)において、質の高い臨床心理士養成を行うとともに、可能な限り多くの前期修了生の博士課程後期への進学を目指すよう指導している。

本学の臨床心理士養成の理念は、科学者-実践家(Scientist-Practitioner)モデルである。つまり、質の高い心理臨床実践能力とともに、臨床心理学の研究能力を有する臨床心理士養成をねらいとし、大学院修了後は、それぞれの心理臨床専門領

域において指導的役割を担う力を備えた専門家となることを目指している。幸いに本学では、博士課程後期に進学した院生のほとんどは、正規の3年ないし4年で博士(心理学)の学位を取得している。博士の学位と臨床心理士資格を有しての就職は成功しており、過去昨年度までの就職率はほぼ100%、ほぼ全員が専任大学教員としてのポストを得ている。博士課程前期修了生の就職率も高い。

研究科全体としてみると、本研究科の教員養成の特質は、教員養成系大学院の3タイプ(①研究型、②全国型、③地域密着型)のうち、②全国型である。つまり、地元広島県だけでなく全国的な視野のもとに教員養成を行っている。心理臨床学コースのみならず、教育学研究科全体としてScientist-Practitionerモデルによる大学院教育を行っていると考えてもよいであろう。(因みに、心理学専攻の学生で教員を目指す者は少なく、教育学部・教育学研究科の中では、特異な特徴をもつ。)

しかしながら、課題も少なくない。第一は、博士課程前期への入学希望者は非常に多いが、後期課程への進学者は十分とは言えない。グローバル教員を目指し、大学院生の定員増加を掲げる研究科の方針に、どこまで院生の質を落とさずに対応できるか、これは研究科全体の課題である。第二は、実践と研究の両者における相互交流の活性化・連携である。本研究科には、心理臨床教育研究センター(心理臨床学コースと一体運営)の他に、3つのセンターが設置されている。教育実践総合センター、特別支援教育実践センター等の施設は、教育臨床の場という意味では、臨床心理士養成教育と重なる部分も少なくない。臨床心理士の社会性、専門を超えた理解と協働が求められる現在、研究科内でもその活性化が必要であろう。



特集 ミッションの再定義と教員養成系大学院のあり方について 会員校から③

## 教員養成系大学院での臨床心理の発展を願う

東京学芸大学大学院 報告者 佐野秀樹

私の所属している東京学芸大学は、臨床心理士養成のための指定校として認めていただき、長い間多くの臨床心理士候補を修了生として送りださせていただいていた。その間、臨床心理士養成大学院協議会からは、様々なサポートをいただき、お礼を申し上げたい。おかげさまで、志が高く、優秀な多くの学生を教育することができてきた。

私が大学に就職した30年前は、教員養成系大学に教養系（ゼロ免課程）の学部ができた頃である。教養系学部教育では、様々な必修に縛られる教員養成のカリキュラムと比較し、自由で専門性の高い教育がなされてきた。そうした教育の上で、大学院が創設され、臨床心理学専攻などの大学院ができ、教養系の多くの学生は、大学院を経て教育相談員やスクールカウンセラーになってきた。そうした卒業生は、今や後輩を育てる立場にもなり、社会の指導的な立場にいる者も多い。臨床心理の専門については、大学もその重要な存在意義を認識していると思われる。

教養系学部ができた頃、それに対して冷めた見方をする人々は、子ども人口の減少の予測から、教員養成が縮小され、その縮小された部分を埋めるために作られたのが教養系だと言っていた。彼らによると教養系は、単なる教育学部の教員定員を削らないための一時的な回避策で、教養系は本質的な教員養成系大学の課題ではないとのことであった。そうした考えに対して、教養系にかかわる教員は多くの努力を重ね、一時的な回避策としての教養系ではなく、臨床心理やカウンセリングの教育や研究を発展させてきた。教員養成系大学院で、その発展をこれからもぜひ続けていただきたいと念じている。

そもそも、今の日本の教育の現状において、教員と教育にかかわる他の職種、例えば臨床心理士

の違いや役割分担について本格的に検討する段階ではないかと思う。日本の教員は、諸外国と比べると、日本の教員の仕事は多く、期待される役割は幅が広く、様々な領域にわたっている。日本の教員は、子どもに関わるすべてのことに責任をもつ。それに対して、欧米の学校、例えばアメリカの学校では、様々な職種がチームとして子供にかかわっており、教員がすべてを担っているのではない。そろそろ、日本の社会に育つ子供たちは、アメリカのように異なった専門性を持つ者がチームで教育にかかわることが必要ではないか。臨床心理の専門性を持つ者と教員がチームを組んで困難な子供の問題にかかわっていくことで教育の力がさらについていく。教員のみが子供の教育のすべてにかかわり、すべてに責任をもつのではなく、教員と臨床心理の専門家が連携して子どもに関わることで、増大している教員のストレスも軽減され、教員ものびやかな教育をすることができると思われる。

教員養成系大学で教育の分野についてしっかりとした基礎を身につけ、さらに臨床心理について学んだ卒業生が、臨床心理の専門家として教育に貢献し、充実したより良い職業生活を送れるようになることを願っている。

特集 ミッションの再定義と教員養成系大学院のあり方について 会員校から④

## 教員養成系大学院の現状と今後についての情報交換会について

北海道教育大学大学院 報告者 佐藤由佳利

6月15日に東京国際フォーラムにて臨大協主催で「教員養成分野のミッションの再定義にかかわる情報交換会」が行われた。教員養成系大学院で臨床心理士養成に関わる24校の国立大学会員校の内、22校の教員が一堂に会し、情報交換を行うという企画で、何よりも、共通の問題を共有出来たことは、大きな意味があり、本企画を立ててくれた臨大協に感謝している。

臨大協がこうした企画を立ち上げた経緯については、既に「教員養成系大学院ミッション再定義検討グループ」が会報第19号にて記したとおりであり、現在、文部科学省は、教員養成系の大学院を教職大学院に集中させていくという方針の下、臨床心理士養成は難しい立場に置かれている。こうした事情を汲み、早くから臨大協はこの問題に取り組み、昨年より2回の対象大学院へのアンケート調査を行った。今回の情報交換会は、その調査結果を踏まえたものである。

情報交換する中で、分かってきたことがいくつかある。まず同じ教員養成系でありながら、文部科学省が各大学に対して送付した「ミッションの再定義」にかかわるエクセルシートは、同じ様式では無かった。前述したとおり、教員養成系大学の大学院は、教職大学院への集中化が求められているため、当然、各大学で書きこんだものにも、そのことが色濃く出ている。ところが、各大学を突き合わせてみると、文部科学省からの様式には、既設の修士課程について書き込みをすることを求めたものと、それが無いものがあった。ここから、同じ教員養成系であっても、文科省の求めるところが一律ではないのではないかと推測されるが、今のところ、これは推測の域を出ない。問題は、この動きに伴い、臨床心理士教員が学校臨床心理から教職大学院に転籍することが求められ、そのために指定校としての存続が危うくなっている大学院があったことである。

二つ目として、教員採用率に関することがある。教員養成系大学のミッションは第一には教員養成である。従って、教員採用率を上げることが求められる。必然的に教員養成とはリンクしない学校臨床心理は、お荷物になる危険性がある。しかし、

文部科学省では、目標とする数値の中に学校臨床心理専攻は母数から引いてかまわないと考えていることが、今回の情報交換会で分かった。実際、教員採用率の目標値から臨床心理士養成コースをはずすことを明記している大学もあった。

三つめとして、教員養成系大学院の臨床心理士養成は、教育関係における臨床心理士養成を目的にしている場合が多いが、実際には、必ずしも修了生がスクールカウンセラーとして定着している訳ではないようであった。スクールカウンセラーへの就職率は低いが、何らかの教育関係職への就職は多いと述べている大学もあった。修了後の就職については、地域性もあり、医療系等の心理の常勤職が多い地域では、そちらに流れているという話もあった。これについては今後、さらなる調査が必要であろう。

四つ目に、今後、公認心理師法案が成立したとした場合、現在の指定大学院が公認心理師を養成するカリキュラムを確保できるかどうかということが話題になった。多くの大学では、学部教育としては難しいが、大学院では、可能性があるのではないかとということであった。

臨床心理士は全領域にまたがる資格であるので、一律の養成カリキュラムが必要である。しかし、教員養成系大学院では、教育現場のニーズに合わせた人材を輩出出来る可能性が高い。各大学では、カリキュラムに様々な工夫をしていることであろう。教員養成系大学院は、社会貢献が出来る優秀な学生たちを教育現場に送りだしていると自負している。その一方で教育現場に受け皿としての常勤の心理職が不足している。子どもたちの福祉や教育のために、教員や公務員のような安定した常勤職が心理職にも用意されていく必要がある。スクールカウンセラー制度も、今のままでは優秀な人材が残らないことを危惧する。今後、公認心理師法案はカリキュラムに着手していくことになる。その流れの中で教育分野を含め、今までの経験を踏まえ、エビデンスに基づく包括的なカリキュラム案を提示していくことを、ぜひ臨大協には望みたい。

## 臨床心理士養成校紹介

## 臨床実践力を重視した臨床心理士の養成

東洋英和女学院大学大学院 福田 周

東洋英和女学院は、1884年にカナダメソジスト教会の婦人宣教師により、キリスト教精神に基づく女子の教育機関として設立され、今年は設立130周年を迎えます。その伝統の中、高度専門職業教育を目指す社会人養成型の大学院として1993年に人間科学研究科修士課程が設立されました。人間科学研究科では、発足当時から人間の生と死をめぐる今日の問題を視野に入れ、人間の発育・行動・心理について、心理学、社会学、社会福祉学、教育学、宗教学、死生学の視点を取り入れた研究と教育を行っています。

大学院設立時より特に力を入れているのが臨床心理学領域です。日本における臨床心理の高度専門教育の先駆的役割を東洋英和が果たす際に、特にご尽力いただいたのが精神科医でありユング派分析家の故織田尚生先生です。臨床力を第一とした織田先生の理念に基づき、臨床実践力を重視した教育カリキュラムを実施し、1996年より開始された臨床心理士養成に関する指定大学院制度の1種指定校として、当領域が認定されました。1997年には大学院附属の心理相談室も開設され、学内実習機関の役割を担うとともに、一般の方に利用いただける地域貢献型の心理相談機関として現在まで広く周知されるようになっていきます（通称：東洋英和こころの相談室）。

本学教育の特徴として、臨床実践教育の充実があげられます。臨床心理士資格を持つ教員8名（うち研究指導担当教員6名）を中心に、他領域専任教員と非常勤教員や専門相談員の協力を得て、2年間にわたり心理療法・カウンセリングと心理アセスメントの理論と実践を基礎から体系的に学んでいきます。臨床実践力を深めていくための学びとして、力動的心理療法、来談者中心療法、プレイセラピー、箱庭療法、ブリーフ・セラピー、臨

床動作法、催眠療法、イメージ・夢・絵画を通じた援助技法など、また、ロールシャッハ法やWAIS等各種心理アセスメントの実践を通じた習得にも力を入れています。

さらに、夜間大学院の特徴を活かして、昼間に週1日、学外実習機関への2年間の長期実習を行っています。実習機関は、クリニック、精神科病院、総合病院、児童精神科病院などの医療関連機関や教育相談所、適応指導教室などの教育関連機関が中心です。

学内実習に関しては附属相談室で臨床実践を行い、週1回全教員と全院生および修了生参加のもとケースカンファレンスを実施しています。その折に事例検討会を実施することで、より多角的な視点をもった臨床実践力を培っています。附属相談室事例に関しては、指導教員の指導に加えて、他の上級臨床専門家にSVを受けることを義務とし、さらに、相談室紀要への事例研究論文を執筆することを修了要件のひとつにしています。また、他の養成大学院と合同の講演会および事例検討会を年1回行い、広く新しい臨床実践の知識の吸収と普及を心掛けています。

修了生は、教育相談室、SC、学生相談室などの教育関連、クリニックや病院などの医療関連、企業メンタルヘルス部門などの産業関連、養護施設などの地域福祉関連、さらに国家公務員の心理職などでも活躍しています。

学外実習先等でご指導いただいております諸先生方、また研究において様々な指導をしていただいている他領域の先生方のお力をお借りし、今後も社会のニーズに即した臨床実践力を有する臨床心理の専門家を育てるべく、指導していきたいと考えております。

## 臨床心理士養成校紹介

## 「全国区」大学院における臨床心理士養成

放送大学大学院 大場 登

放送大学大学院臨床心理学プログラムは2001年4月開設、2002年4月に院生を受け入れ始め、現在、11期生までを世に送り出している。定員は当初40名であった（それでも初年度受験者は56倍に達した）が、教育の質を担保するには専任の負担が大きすぎる事等の理由で大学側と折衝を重ねた結果、2011年度からは30名となった。

ご存知の方もおられると思うが、放送大学は通信制大学である。「通信制大学院に臨床心理士養成は可能か？」日本臨床心理士資格認定協会から指定校認可は受けても、教員スタッフは、この疑問・課題と絶えず向き合い続けて来ざるをえなかった。

まず、放送大学大学院の中で臨床心理学プログラムだけは、臨床心理士養成に不可欠と思われるFace to Faceの面接授業（スクーリング）を必修とすることとした。通常の科目に関しては、テレビ・ラジオ・インターネットでの受講となるが、「臨床心理基礎実習」（90時間）「臨床心理査定演習」（60時間）は、そのすべてを本部・幕張での面接授業とした。そのため、北海道から沖縄に至る全国の院生たちは、年間3回、ほぼ1週間ずつ本部セミナーハウスに宿泊して面接授業に臨むこととなった。M2における本部・臨床心理実習の時間を加えると、院生たちはプログラム修了までに180時間の面接授業を受講することとなる。

2年次における「臨床心理実習」をどうするかも課題であり続けた。大学本部に心理臨床センターを設置することはできるが、何しろ、院生は全国に居住している。本部での実習制度化は、関東圏以外の院生たちには不公平なシステムとなってしまう。そこで、1種指定校としての申請は断念して、臨床心理実習は全国に実習機関をアレンジすることとなった。専任教員の人脈を総動員して全国100を越す医療機関、心理臨床機関での実習を依頼し、当該機関で実習指導にあたってくれ

る臨床心理士には非常勤講師発令を行うこととなった。各実習機関には担当専任教員が配置され、指導臨床心理士と協力してそれぞれの実習プログラム作成にあたった。

密度の濃い面接授業、そして、全国・地域での臨床心理実習を制度化したので、もはや狭義の「通信制」とは言えないかもしれない。それでも、「放送大学大学院に臨床心理士養成は可能か？」は課題であり続けた。この課題にこれまで何とか応えることができたのは、入学してくる院生たちのほとんどが現場で心理臨床業務にあたっている現職であったことに拠るところが大きいと思われる。精神科関連、教育機関勤務の院生たちはもちろん多かった。「リハ施設」、そして、「障がい児・者施設」「高齢者施設」等福祉機関の院生たち、「児童相談所」「児童養護施設」「児童自立支援施設」「情短施設」「少年院」「少年鑑別所」勤務の院生たち、「家裁調査官」も毎年のように入学してきた。「女性相談所」「DVシェルター」「母子生活支援施設」で仕事をしている院生たち、被災地支援に関わる音楽療法士、警察署勤務、刑務所勤務の院生たちもいた。「発達障がい」の増加に伴って、「障がい者就労支援センター」「ジョブカフェ」勤務の院生たちも加わった。さまざまな心理臨床現場での事例検討を通して教員も実に学ぶことが多かった。

全国30名の院生指導は、専任6名では到底不可能である。客員・兼担は、2014年度、科目制作に関して15名、修士論文指導に関して、M1・M2あわせて29名（ここでも地域の大学教員による面接指導採用）、臨床心理実習・非常勤講師30名。全国・地域の客員、非常勤の先生方の力強いバックアップのお蔭で、放送大学大学院臨床心理学プログラムは何とかその課題に向き合い続けている。どうか引き続きご支援をお願い申し上げたい。

## 臨床心理士養成校紹介

## 地域社会に貢献できる臨床心理士の養成

長崎純心大学大学院 大野弘之

長崎純心大学大学院人間文化研究科臨床心理学分野の設立の原点は、標題のように地域社会に貢献できる臨床心理士の養成にあります。筆者が1996年4月に長崎純心大学に着任した時点では、長崎県の臨床心理士は筆者も含めて9名で全国で一番少なくスクールカウンセラーの配置にも支障が出るような状況でした。その後も臨床心理士はなかなか増加せず、その主な要因は県内に臨床心理士を養成する大学院がないことにあると思われました。県内の他の大学に臨床心理士を養成するコースを設置する具体的な動きがなかったことから、養成コースを設置することが地域社会への貢献になるのではないかと考えて行動を開始しました。まず大学に働きかけて1998年に大学院修士課程が新設された際に人間関係論小分野として心理コースを設け修了生が臨床心理士の受験資格を得ることが可能となりました。幸いにも大学関係者の積極的理解と協力があり、同年10月には心理教育相談センターが開設され人員面での充実もはかられました。その結果2001年4月には大学院人間文化研究科臨床心理学分野が第2種指定校に認定され、2年後の2003年には九州で4番目の第1種指定校となりました。その後、長崎県の臨床心理士は養成校ができたことにより着実に増加し2014年4月現在においては170名を超えるまでになっており、その約半数が長崎純心大学大学院の修了生です。

学部定員が1200名ほどの小規模な大学で臨床心理学分野を担当する教員は学部の人間心理学科の教員を兼ねていますが、7名の教員は全て臨床心理士の有資格者で、各々が専門領域に応じて、臨床心理学特論、臨床心理面接特論、臨床心理査定演習、臨床心理基礎実習、臨床心理実習、社会心理学特論、障害者（児）心理学特論、神経心理

学特論等を担当しています。また、非常勤の先生方にも多くの科目をお願いしていますが、なかでも臨床心理地域援助特論等は地元の臨床心理士の先生に担当していただいています。学外実習においても精神科病院（4ヶ所）、小児科医院、学校等地元の病院・学校でお世話になっています。

県内で唯一の養成校として地域とは密接な関係にあり修了生は医療・福祉・保健・教育等のあらゆる分野、地域で活動しています。また、教員も県や市町の各種審議会やプロジェクトチームのメンバーとして関わっています。

毎年約10名の修了生を地域に送り出すことにより当初の臨床心理士を養成して地域に貢献するという目的は一応達成することができましたが、今後の課題としては質の向上ということがあります。学内および学外での実習のさらなる充実、スーパーヴィジョン体制の整備、卒後研修の充実等なすべきことは多々あるように思われます。卒後研修については2011年に学内の様々な分野や地域とのより密接な協働を目的とした長崎純心大学ケアセンター扇町が設立され、事業の一部として大学院の修了生の卒後研修を開始しています。今後は、より地域との連携を重視し修了生一人一人が実力を高め地域社会に貢献できる臨床心理士となることを目指して養成に努めたいと考えています。

## 臨床心理士養成校紹介

## 臨床家養成に特化してきた山梨英和大学大学院のこれから

山梨英和大学大学院 窪内節子

本大学院（人間文化研究科 臨床心理学専攻）は2004年4月に創設され、山梨県唯一の養成大学院として今年4月に11期生を迎えた。現在までに本大学院を修了し、臨床心理士資格を取得した者は89名に上り、現在山梨県臨床心理士会の会員数136名中、その約3分の1は本大学院出身者であり、名実ともに山梨県の臨床心理領域を担っている。また、修了生の就職率は、大学院後期課程に進学した者を除き、非常勤を含めて100%という輝かしい実績をあげている。

このように各心理臨床領域において、即戦力として活躍できる臨床心理士を養成するために本学では、特に基幹科目の充実と臨床科目における臨床実践に重点を置いている。基幹科目では、「人間性と宗教特論」及び「生と死の臨床特論」という授業をもうけ、本学の教育理念の一つである、深い人間理解を成り立たせる根拠としての宗教的理解及び人間相互の現実的・心理学的理解を深めるための授業を設置している。さらに、大学院生の臨床力の向上のために、地域に開かれた心理臨床センターにおいて、実際にケースに関わり、そのすべてについて個別に先生による指導監督（スーパービジョン）を受けるといった画期的なシステムを導入している。本学の心理臨床センターは、2013年度実績で相談のべ数が1612件にのぼる地域に根ざした非常に機能した大学付属機関である。したがって、大学院生は在学中に最低でも3～5ケースに関係し、そのためのSVを大学院生が希望する教員から、ケースごとに毎回受けることが可能となっている。同時に本学では心理査定にも力を入れており、在学中にすべての大学院生がロールシャッハ・テスト、知能テスト、SCT、描画テストなどをクライアント対象に実施し、なおかつ教員より個別指導を受けることが可

能となっている。このような臨床家養成に特化した山梨英和大学大学院の教育が、これからも持続していくことを願って福岡女学院大学大学院と協働し、山梨英和大学大学院臨床心理学専攻教員一同として、臨床心理士資格認定協会および臨床心理士養成大学院協議会への次のような要望を提出していくことを本年6月に決定をしている。

## 主たる意見（要望）

1. 「公認心理師法案骨子要綱（案）」における受験資格の拡大は臨床現場での質の低下を生じさせることになると危惧します。さらに、医師との関係（特に「医師からの指示」の問題）については、現行案では、臨床現場において医師・公認心理師・クライアント（保護者を含む）三者の間で大きい混乱を生じさせ、クライアントを犠牲にすることになると危惧します。修正すべきです。

2. 公認心理師養成システムにおける「質の担保」に関しては大きい問題があります。臨床現場の意見を尊重し、さらに検討すべきです。

3. 日本臨床心理士会としても現行制度に安住することなく、カリキュラムの改善、関連領域との連携の仕方、資格認定に関わる組織のあり方等の再検討など、問題山積であると認識しています。可及的速やかに再検討に着手すべきです。

上記の3点について、私たち山梨英和大学も研究科長（学長）を中心として、貴大学との協働により、日本臨床心理士会に強く働きかけていきたいと存じます。

## 日本臨床心理士養成大学院協議会 会員校一覧

(平成 26 年 9 月 1 日現在 165 校 / 都道府県別)

## 【北海道 / 7 校】

北海道大学大学院  
札幌学院大学大学院  
札幌国際大学大学院  
北翔大学大学院  
北星学園大学大学院  
北海道医療大学大学院  
北海道教育大学大学院\*

## 【秋田県 / 1 校】

秋田大学大学院

## 【山形県 / 1 校】

山形大学大学院

## 【青森県 / 1 校】

弘前大学大学院

## 【岩手県 / 2 校】

岩手大学大学院  
岩手県立大学大学院\*

## 【宮城県 / 2 校】

東北大学大学院  
東北福祉大学大学院

## 【福島県 / 3 校】

福島大学大学院  
いわき明星大学大学院  
福島学院大学大学院

## 【茨城県 / 3 校】

茨城大学大学院  
筑波大学大学院  
常磐大学大学院

## 【栃木県 / 1 校】

作新学院大学大学院

## 【群馬県 / 1 校】

東京福祉大学大学院

## 【埼玉県 / 8 校】

跡見学園女子大学大学院  
埼玉工業大学大学院  
駿河台大学大学院  
東京国際大学大学院  
文京学院大学大学院  
文教大学大学院  
立教大学大学院  
早稲田大学大学院

## 【千葉県 / 4 校】

川村学園女子大学大学院  
淑徳大学大学院  
聖徳大学大学院  
放送大学大学院\*

## 【東京都 / 33 校】

帝京平成大学大学院\*\*  
お茶の水女子大学大学院  
東京大学大学院

青山学院大学大学院  
桜美林大学大学院  
大妻女子大学大学院  
学習院大学大学院  
国際医療福祉大学大学院  
駒沢女子大学大学院  
駒澤大学大学院  
上智大学大学院  
昭和女子大学大学院  
白百合女子大学大学院  
創価大学大学院  
大正大学大学院

帝京大学大学院  
東京家政大学大学院  
東京女子大学大学院  
東京成徳大学大学院  
東洋英和女学院大学大学院  
日本大学大学院  
法政大学大学院  
武蔵野大学大学院  
明治学院大学大学院  
明治大学大学院  
明星大学大学院  
目白大学大学院  
立正大学大学院  
ルーテル学院大学大学院  
東京学芸大学大学院\*  
首都大学東京大学院\*  
聖心女子大学大学院\*  
中央大学大学院\*

## 【神奈川県 / 6 校】

横浜国立大学大学院  
神奈川大学大学院  
北里大学大学院  
専修大学大学院  
日本女子大学大学院  
東海大学大学院\*

## 【新潟県 / 3 校】

上越教育大学大学院  
新潟青陵大学大学院  
新潟大学大学院\*

## 【石川県 / 1 校】

金沢工業大学大学院

## 【福井県 / 1 校】

仁愛大学大学院

## 【山梨県 / 1 校】

山梨英和大学大学院

## 【長野県 / 1 校】

信州大学大学院

## 【岐阜県 / 2 校】

岐阜大学大学院  
東海学院大学大学院

## 【静岡県 / 2 校】

静岡大学大学院

常葉大学大学院

## 【愛知県 / 9 校】

愛知教育大学大学院  
名古屋大学大学院  
愛知学院大学大学院  
愛知淑徳大学大学院  
金城学院大学大学院  
椋山女学園大学大学院  
中京大学大学院  
日本福祉大学大学院  
人間環境大学大学院

## 【京都府 / 12 校】

京都教育大学大学院  
京都大学大学院  
京都学園大学大学院  
京都光華女子大学大学院  
京都女子大学大学院  
京都ノートルダム女子大学大学院  
京都文教大学大学院  
同志社大学大学院  
花園大学大学院  
佛光大学大学院  
立命館大学大学院  
龍谷大学大学院

## 【大阪府 / 9 校】

関西大学大学院\*\*  
帝塚山学院大学大学院\*\*  
大阪大学大学院  
大阪市立大学大学院  
大阪府立大学大学院  
追手門学院大学大学院  
大阪経済大学大学院  
関西福祉科学大学大学院  
梅花女子大学大学院

## 【兵庫県 / 11 校】

神戸大学大学院  
兵庫教育大学大学院  
関西国際大学大学院  
甲子園大学大学院  
甲南女子大学大学院  
甲南大学大学院  
神戸学院大学大学院  
神戸松蔭女子学院大学大学院  
神戸女学院大学大学院  
神戸親和女子大学大学院  
武庫川女子大学大学院

## 【奈良県 / 4 校】

大阪樟蔭女子大学大学院  
帝塚山大学大学院  
天理大学大学院  
奈良大学大学院

## 【鳥取県 / 1 校】

鳥取大学大学院

## 【島根県 / 1 校】

島根大学大学院

## 【岡山県 / 4 校】

岡山大学大学院  
川崎医療福祉大学大学院  
吉備国際大学大学院  
ノートルダム清心女子大学大学院

## 【広島県 / 5 校】

広島国際大学大学院\*\*  
広島大学大学院  
比治山大学大学院  
広島文教女子大学大学院  
安田女子大学大学院

## 【山口県 / 3 校】

山口大学大学院  
宇部フロンティア大学大学院  
東亜大学大学院

## 【徳島県 / 3 校】

徳島大学大学院  
鳴門教育大学大学院  
徳島文理大学大学院

## 【香川県 / 1 校】

香川大学大学院

## 【愛媛県 / 1 校】

愛媛大学大学院

## 【福岡県 / 7 校】

九州大学大学院\*\*  
福岡教育大学大学院  
福岡県立大学大学院  
九州産業大学大学院  
久留米大学大学院  
福岡女学院大学大学院  
福岡大学大学院

## 【佐賀県 / 1 校】

西九州大学大学院

## 【長崎県 / 1 校】

長崎純心大学大学院

## 【熊本県 / 1 校】

熊本大学大学院\*

## 【大分県 / 2 校】

大分大学大学院  
別府大学大学院

## 【鹿児島県 / 3 校】

鹿児島大学大学院\*\*  
鹿児島純心女子大学大学院  
志学館大学大学院

## 【沖縄県 / 2 校】

沖縄国際大学大学院  
琉球大学大学院\*

上記一覧では、無印は第 1 種指定大学院 (149 校)、\*印は第 2 種指定大学院 (11 校)、\*\*印は専門職大学院 (6 校) を表しています。なお、九州大学大学院は、専門職大学院と第 1 種指定大学院が併設されており、会員校 (大学院) 数としては 1 校でカウントしています (会員校 165 校)。

## 日本臨床心理士養成大学院協議会 第14回年次大会プログラム

すでにご案内のように、第14回年次大会が以下の要領で開催されます。

日 時 : 平成26年9月28日(日) 午後1時～午後6時  
場 所 : 学生会館(総会:210号室、シンポジウム:202号室)

総合司会: 山下景子(理事)

13:00 開会挨拶 石川 啓(会長)  
13:10 講 演 牛尾 則文 様(文部科学省高等教育局専門教育課長)  
13:50 総会開会

1. 議長選出
2. 議事録署名人選出

— 議題 —

3. 報告事項
  - (1) 平成26年度代議員登録について
  - (2) 役員選挙について
  - (3) 国立大学教員養成系大学院におけるミッション再定義について

4. 審議事項
  - (1) 平成25年度事業報告及び決算
  - (2) 平成27年度事業計画及び予算(案)

5. その他

15:20 総会閉会

16:00 シンポジウム

テ ー マ 「いま、臨床心理士養成大学院に求められるもの」  
司 会 亀口 憲治(国際医療福祉大学大学院)  
シンポジスト 皆藤 章(京都大学大学院)  
佐藤由佳利(北海道教育大学大学院)  
寺嶋 繁典(関西大学大学院)

18:00 年次大会終了

### 編集後記

養成大学院協議会報第20号をお届けいたします。総会を控えているため、本号では各委員会の報告をまず掲載いたしました。委員の皆様は、国家資格、「ミッションの再定義」の問題をはじめとする諸課題につきまして、精力的に取り組んでおられます。特に本号におきましては、「ミッションの再定義と教員養成系大学院のあり方について」を特集しました。これは教員養成系大学院を教員養成に特化する一連の流れの中で、大学院間で様々な問題が生ずる可能性があり、関係校の意向を確認しつつ、情報の共有を図っていくことの必要性からの特集です。また順序が逆になりますが、監事の犬野博之先生から「臨床心理士養成と資格法制化」についての巻頭言をいただきました。「資格法制化」のなかでの養成大学院の課題につきまして多くの示唆をいただけたように思います。

最後になりますが、前号まで会報の編集の任にあら

れました飯長喜一郎先生が退任なされ、そのあとを岸(茨城大学大学院)が引き継ぐことになりました。飯長先生のこれまでのご尽力への感謝とともに、会員校の皆様の変わらぬご協力をよろしくお願いいたします。(岸 良範)

### 日本臨床心理士養成大学院協議会報

第11巻 第1号(第20号 Vol.11 No.1)

2014年(平成26年)9月30日発行

発行 日本臨床心理士養成大学院協議会

編集委員: 岸良範・山下景子・青木みのり

協力委員: 福田憲明・中坪太一郎

〒113-0033 東京都文京区本郷2-40-14 山崎ビル7階

(公財)日本臨床心理士資格認定協会内

TEL:03-3817-0020/FAX:03-3817-5858

製作:(株)誠信書房